

第 1 2 号議案

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第 6 条第 1 号中「若しくは名」を「、名若しくは旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。））」に改め、「又は氏名」の次に「若しくは旧氏」を加え、「以下「通称」という。」を「令第 3 0 条の 1 6 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。」に改め、同条第 2 号中「氏名」の次に「又は旧氏」を加える。

第 7 条第 2 項第 3 号中「外国人住民にあっては、」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民にあっては」に改め、同条第 4 項中「磁気テープ」を「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 3 号中「氏」の次に「（氏に変更があった者に

あつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。
第13条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 住民基本台帳法施行令等の一部改正により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和元年11月5日から施行すること。